

奈良県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、椎木土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	米田 文美	大和郡山市椎木町五六
〃	奥田 至宏	〃 四三〇
〃	山本 雅一	〃 七二
〃	吉村 知	〃 五四
〃	杉阪 武憲	〃 五三七―三
監事	奥田 叔宏	〃 七〇
〃	小林 茂明	〃 六五九

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	杉阪 武憲	大和郡山市椎木町五三七―三
〃	山本 雅一	〃 七二
〃	奥田 至宏	〃 四三〇
〃	吉田 博司	〃 四五六
〃	米田 文美	〃 五六
〃	吉村 知	〃 五四
〃	杉阪 博治	〃 四七一
監事	奥田 叔宏	〃 七〇
〃	小林 茂明	〃 六五九